

質問書に対する回答について

令和8年9月18日

北秋田市総務部総合政策課

業務の名称：阿仁地区AIデマンド交通実証運行に係るシステム構築支援業務

	質問内容	回答
1	①実施要領P3 9(1)提出書類の、「エ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書」「オ 納税証明書」は、申請日から3か月以内の日付の、それぞれ鮮明な写しの提出でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
2	②様式1参加表明書において、「※法人登記簿謄本、履歴事項全部証明書、納税証明書に証明できる情報が明記されている場合は提出不要とする。」と記載がありますが、提出不要と出来る場合、どの書類にどのような情報を明記したらよろしいでしょうか？	本記載が誤りのため、本日付けで様式集の差し替えを行います。
3	③実施要領P4 12(4)イプレゼンテーションに必要な機器について。プロジェクターに接続するケーブルも参加者で準備するとの理解でよろしいでしょうか？参加者でケーブルを準備する場合、ケーブルはHDMIケーブルでよろしいでしょうか？また、ケーブルの長さは何メートル以上のケーブルを準備したらよろしいでしょうか？	HDMIケーブルはこちらで用意いたします。
4	④実施要領P6 17(11)著作権の帰属及び 仕様書P4 8知的財産権について。 実施要領に「(11)本業務により作成された製作物等の著作権は、当市に帰属するものとする」と記載があり、また、仕様書に「本業務の過程で作成された著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及び本業務の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等に係る知的財産権は、全て本市に帰属するものとする。」と記載があります。提案者が本業務前より保有している知的財産等を、導入するシステムや住民向けパンフレット、案内チラシ等に使用した場合、知的財産権は提案者に留保されますか？	本箇所は、作成いただくパンフレット等を委託期間終了後も必要に応じて当市が使用することを想定したものです。本趣旨に支障が出ないよう適宜ご対応ください。
5	⑤仕様書5 業務工程表に、「～そのため契約締結日を起点してシステム導入、初期設定、運行事業者研修、アプリ操作説明会等本仕様書に規定する業務工程表を作成し、提出すること。」とありますが、市としては、システム稼働開始の時期をいつで想定していますか？	システム構築については、仕様書に記載のとおり、契約締結後可及的速やかに実施いただくことを想定しております。提案事業者様毎に構築期間が異なるかと思いますので、対応可能な期日を業務工程表にご記載ください。
6	⑥別紙「北秋田市阿仁地区AIデマンド交通実証運行計画書」について、運行時間は往路1便、復路2便で設定していますが、2便目と3便目の間の往路を設定しなかった理由がありますか。 また運行計画書の内容は決定事項でしょうか。効果的な提案の対象となるか確認させてください	2便目と3便目の間の時間に、打当地区までの路線バスが走行しているためです。運行計画書については仕様書に記載のとおり、今後内容の一部を変更する場合がありますので、提案内容に含めることは可能とします。

	質問内容	回答
7	1. 実施要領P4 プレゼンテーションの実施 (4)ア プレゼンテーションは、企画提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差し替え・追加は認めない(スクリーン等に投影して説明する場合を含む)と記載がありますが、提案書の内容に沿った動画による説明は可能でしょうか(アプリ・管理画面等を想定)。	実施要領に定める説明時間の中で、動画による説明を行うことは可能とします。
8	(1)北秋田市財務規則第124条第1項各号に該当するかの判断は公募終了後に協議し決定することと認識してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	3. 仕様書P1 4 業務工程表 本業務により調達するAIシステムは、実証運行開始後に実装することとなる旨記載がありますが、AIシステムを活用した運行開始日については、システム構築期間及び業務委託期間等を加味し、業務工程表で提案する認識でよろしかったでしょうか。またいつまでに開始することを必須など想定がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	業務工程表についてはご認識のとおりです。 また、システム構築については、仕様書に記載のとおり契約締結後可及的速やかに実施いただくことを想定しております。
10	4. 仕様書P1.7 業務詳細 (1)2)AIデマンド交通運行システムに利用登録に基づく利用者情報を反映させることと記載がありますが、データを受領できる認識で相違ございませんでしょうか。またデータ形式、データ想定件数、データ項目をご教示いただけますでしょうか。	契約締結後、こちらで取りまとめたデータを受託者に送付します。形式はExcelであり、件数は未定です。データ項目は利用者氏名・生年月日・住所・乗車場所・電話番号等を想定しています。
11	5. 仕様書P4. 7 業務詳細 (2)ア4)住民向けの案内チラシのデザイン・作成を行うと記載がございますが、印刷は北秋田市様が行う認識で相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	6. 仕様書P4. 7 業務詳細 (2)イ1)アンケート調査の実施において、利用登録者への郵送による配布・回収を基本とすると記載がございますが、調査票の印刷費、返信用封筒、郵送料等の実費も本業務の見積もり対象に含みますでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	7. 仕様書P5. 11個人情報の取り扱いについて (6)受託者はプライバシーマークもしくはISMSを取得していることと仕様にあります、取得証明写しは、どのタイミングで提出すればよろしいでしょうか	参加申込時にご提出ください。なお、本件回答に伴い実施要領及び様式集を本日付で差し替えいたします。
14	8. 仕様書 別紙 運行内容 自宅から指定乗降場所間、及び指定乗降場所から指定乗降場所間の運行と記載がございますが、指定乗降場所は何箇所を想定されているかご教示ください。	乗車場所は各利用者の自宅前の想定です。そのため、利用者数に応じた数になります。また、降車場所もこちらで設定せず、任意の場所としております。
15	9. 仕様書 別紙 運行内容 別紙に示された運行内容のシステム設定について、システムのための制御が難しい場合、他自治体で実績及び実効性のある代替手段を提案することは可能でしょうか。	提案事業者様において提案内容が仕様項目を充足しており、合理性があると判断した場合は可能とします。ただし、運行事業者に負担を強いる内容や、システム導入によるメリットが見いだせない内容である場合は、実施要領に従い企画提案者を失格とする可能性があります。

	質問内容	回答
16	10. その他 本業務が令和9年2月26日までの契約と理解しておりますが、実証運行自体も一旦終了する理解で相違ございませんでしょうか。また来年度の実証運行想定がございましたら見積もり算出の上でご教示ください。	実証運行は令和9年2月26日で終了します。次年度以降についても現在検討中です。
17	本業務はシステムの構築を行うものであり、本システムの稼働については、令和9年3月1日からを想定することによっていでしょうか。	仕様書記載のとおりです。
18	本業務はシステムの構築を行うものであり、ライセンス使用料は本業務の委託上限金額には含まないと考えてよろしいでしょうか。	仕様書記載のとおりです。
19	仕様書 p2 イシステム概要 7) 見積もり費用にシステムのライセンス使用料を含めることとありますが、見積もりには何か月分の費用の記載が必要でしょうか。	仕様書記載のとおりです。
20	仕様書 p2 7 業務詳細 (1)イ 8)ドライバー用タブレットはシステム利用期間中の保守対応も踏まえ、構築業務内で納入せず、システム利用料にタブレット利用料を含めた貸出での運用の提案は可能でしょうか。	仕様書記載のとおりです。
21	仕様書 p4 7 業務詳細 (2)ア 4) 住民向けのチラシの印刷は何部を想定しておりますでしょうか。	印刷は発注者で行います。
22	仕様書 p4 7 業務詳細 (2)イ 1) 利用者へのアンケート実施について、配布・回収に当たる郵送費は本業務見積もりに含めますでしょうか。	ご認識のとおりです。
23	別紙 運行イメージ図 打当と米内沢駅はとして往復路それぞれ固定の発着時間については、その時刻までに車両が駅または打当地区を発着していれば良く、その間のルート・乗降時間については自由との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
24	別紙 運行イメージ図 森吉地区については、往路復路双方ともに降車専用区間のため、乗車は不可という認識でよりでしょうか。	ご認識のとおりです。

	質問内容	回答
25	質問項目： 別紙「北秋田市阿仁地区AIデマンド交通実証運行計画書」 乗車地項目：北秋田市阿仁地区全域【往路・復路】、森吉地区米内沢駅【復路】 質問内容：森吉地区米内沢駅の利用について、乗車地項目には「復路のみ」と記載されていますが、対象となる利用者について確認させてください。 米内沢駅からの乗車は、往路でデマンド交通を利用した方に限られるのでしょうか。それとも、往路の利用有無にかかわらず、米内沢駅から乗車する全ての利用者が対象となりますか。	本実証運行は往復での利用を求めるものではありません。なお、米内沢駅から乗車する利用者が対象となりますが、本実証運行は当市阿仁地区住民を対象としていることにご留意ください。
26	質問項目： 応募型プロポーザル仕様書 該当箇所：3 業務委託期間、5 業務工程表、7(2)イ 実証運行効果検証 質問内容： 実証運行の期間自体も事業者からの提案内容に含めてよいか確認させてください。 実証運行の終了予定時期や市として効果検証のために最低限必要な検証期間のイメージ(例：最低〇ヶ月程度など)がございましたらご教示いただけますと幸いです。	実証運行は令和8年10月1日から令和9年2月26日までの期間で行います。期間自体は提案対象外です。
27	【質問1】使用車両の仕様について 使用される車両の定員や車両タイプが既に決まっておりますら、ご教示ください。	普通車及び特定大型車での運行となります。
28	【質問2】電話予約の対応と見積りの前提について 別紙の実証運行計画書に「電話予約の場合は、乗合車両運行事業者もしくは発注者が対応する。」と記載がありますが、見積りについては、発注者が担う場合の想定で計上し、受託決定後に運行事業者と協議する想定で間違いないでしょうか。	仕様書記載のとおりです。
29	【質問3】複数経由時のスケジュール調整・運用ルールについて 経由地を含む場合のスケジュール調整について、設定されている出発地と到着地の移動時間ですが、直行した場合の所要時間に対して時間的な余白が少ないため、現在の設定時間内で各予約者様のご自宅を経由することが難しい場合が想定されます。 このようなケースが発生した場合、運用としてどのような対応をすべきか、お考えがございましたらご教示ください。 (想定される対応例) 出発時刻を前倒しで設定する/到着時刻の遅延をあらかじめ計画に組み込む/その他(対象者の調整など)	往路については終着米内沢駅から路線バス乗り換えを想定しておりますので、出発時刻前倒しの想定です。 また、復路については、発点米内沢駅着の路線バスからの乗り換えを想定しておりますので、到着時刻後倒しの想定です。
30	【質問4】森吉地区の降車地について 運行区域図では、森吉地区の全域が運行範囲(赤囲部分)として示されております。一方、本文では「森吉地区内は原則国道105号を走行する」とされておりますが、森吉地区内において降車地として設定できる範囲は、国道105号の沿線に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として国道105号沿いの想定ですが、運行事業者において、阿仁地区から米内沢駅までの経路として合理的と判断される場合はその限りではありません。